奈良県告示第三百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成二十三年十一月十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人日本建築センター

東京都千代田区外神田六丁目一番八号

二　変更しようとする事項

1　指定構造計算適合性判定機関の住所

（変更前）東京都千代田区外神田六丁目一番八号

（変更後）東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

2　構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

（変更前）本部　東京都千代田区外神田六丁目一番八号

（変更後）本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

三　変更しようとする年月日

平成二十三年十一月七日